

123 明治14年8月2日 菊池長閑宛

家事ハ誰に委任する欤との御尋に付委任状を遣て誰そ代人と立
置事なるや將日々家業を営む人を極る事なるやと迷て考たるに

家事向に付委任状を渡すとハ聞ぬ事ながら若や岩手県の仕来な
るやと重次郎に問たれハ右様なる事ハ有間敷尤部理代人とか総
理代人とか云ふものあれ共夫ハ入らぬと父君か仰ありたれハ代
人の義にハ非ぬならんと答る故然らハ實際家事を取扱人の事を
仰越れたる哉と思ひ共四方や其義にハ有間敷と考らる其故ハ今
更申も愚かなれ共御隠居の御相談ありし時に幸か不幸か私ハ当
地に居る身と成たれハ当主となりても別段父君に安楽させ申事
叶はずと申たれハ何家の事ハ是迄通り父君にて御世話被下るゝ
か門札さえ書換れハよしと仰故夫なら何時にても当主となり申
すへし御隠居被遊へしと申したれハなり父君の御取計なれハ何
事も私にて聊か異存無之只重次郎ハ御氣に叶ひ私の代りに何そ
の御益に立かすと夫を祈るのみ私今年下れハ万事都合よろしか
りしに休暇中繰合せの相談の時に差支ある人多かりけれハ尚一
月忙しき最中頼合したる私か君等の不都合もの知た事てないと
云れぬ義理奉公の身の果なさ何時も自分の勝手に尽らぬものか
ら来年下る事に決定したる事兼て申上たる通なれば此段ハ不悪
思召被下たし扱此度の御尋ハ代人の義なれハ私に心当りの人無
之重次郎さえ極れハ同人を代人に立らるれと未た其義に至らぬ
ハ可然人を御見立被下たし且書式等も可有之けれハ為御知被下
たし総て此後とも別段私に御相談に及はず宜に御取計被下て私
に異存之なく御苦勞の儀にて恐多けれ共右卒の如く願ひ奉る

明十四

八月四日

武夫

父君

皆にもよろしく

手紙の書様の悪い所よりか御機嫌を損する事俣あるやに承り
及甚た達りたる義と存す筆紙ハ兎角言語の如く参らぬに私如
きハ殊に書様の足ハぬ勝るれハ宜く勘弁を加て御覽被下たし